様式第１号

　スポーツ用具貸出のご利用に際しての注意事項

□スポーツ用具は、当協会が以下の各事項に基づいてお貸しするものです。

□貸出・返却時間は午前９時から午後５時までです。

□貸出期間は、スポーツ用具をお渡しした日から、申請のあった返却日までとし、原則最大で１週間です。

□貸出期間の延長は、貸出期間終了前に当協会の承諾が必要です。貸出状況により、延長が認められない場合もありますのでご了承ください。

□連絡が無く、スポーツ用具の返却を遅滞された場合には、次回からの貸出をお断りさせていただくことがあります。

□郵送による貸出、返却は行っておりません。

□スポーツ用具の使用による事故については、使用者の責任で対処して下さい。

□スポーツ用具を破損・紛失した場合は、速やかに当協会に報告して下さい。やむを得ない理由がある場合を除き、修理費などを負担していただくことがあります。

利用申請書

社会福祉法人社会福祉事業団

徳島県障がい者スポーツ協会

　　　　　　　会長　小谷　敏弘　殿

1　使用目的

2　借用物品・数量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **用具名** | **数量** |
| **①** |  |  |
| **②** |  |  |
| **③** |  |  |
| **④** |  |  |

　3　期　間　　　　（自）令和　　年　　月　　日～（至）令和　　年　　月　　日

　4　使用場所

　上記の各事項を承諾の上、借用いたします。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　氏名（団体名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　電話